



宮 崎 県 公 報

平成25年 5 月 27 日（月曜日） 第 2491 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示
○臨港地区の区域の案の縦覧……………（港湾課） 1
公 告

頁

○宮崎県労働委員会委員の推薦手続……………（労働政策課） 1
○農業振興地域整備計画の変更……………（農村計画課） 4
○土地改良区の役員の就退任の届出（5件） ……（農村整備課） 4
教育長訓令
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正
する訓令…………… 5

告 示

宮崎県告示第 343号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により臨港地区を定めたいので、同条第 3 項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 5 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 臨港地区の区域の案

延岡市北浦町市振上直海及び下直海の各一部並びに上直海及び下直海の地先公有水面の一部、古江宇和路、古江浜及び鶴山の各一部並びに宇和路、古江浜及び鶴山の地先公有水面の一部並びに古江阿蘇東谷及び阿蘇西谷の各一部並びに阿蘇東谷及び阿蘇西谷の地先公有水面の一部

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所

3 縦覧期間

平成25年 5 月 27 日から平成25年 6 月 3 日まで

公 告

第39期宮崎県労働委員会委員の任期が平成25年 8 月 19 日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により第40期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

平成25年 5 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 任命する委員の数

使用者委員 5人

労働者委員 5人

2 推薦できるものの資格

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条

第 2 項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第 6 項において準用する同法第19条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

平成25年 6 月 3 日（月曜日）から平成25年 6 月 26 日（水曜日）まで

6 推薦の方法

(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1部

イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部

ウ 被推薦者の履歴書 1部

エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1部

(2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1部

イ 労働組合法施行令第21条第 3 項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1部

ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部

エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1部

7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

第 40 期宮崎県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書の写し（労働者委員候補者推薦の場合）

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第40期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、次の農業振興地域整備計画を変更したので、縦覧に供する。

平成25年 5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 農業振興地域整備計画の名称
沿海北部広域営農団地整備計画
- 2 縦覧場所
宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県東臼杵農林振興局

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	加 藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の 1
理 事	満 石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	日 高 惇 尋	宮崎市佐土原町上田島8156番地 1
理 事	横 山 等	宮崎市佐土原町上田島8779番地 1
監 事	児 玉 淳 美	宮崎市佐土原町上田島4013番地 5
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3

（任期：平成27年 2月22日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	古 市 泰 弘	宮崎市佐土原町上田島4040番地 3
理 事	加 藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理 事	舩 木 和 男	宮崎市佐土原町上田島4061番地
理 事	満 石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の 1
理 事	福 井 又 次	宮崎市佐土原町上田島8453番地 2

監 事	児 玉 淳 美	宮崎市佐土原町上田島4013番地 5
監 事	比 恵 島 正 隆	宮崎市佐土原町上田島1198番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 井 民 雄	都城市梅北町2493番地の 3
理 事	上之原 正 美	都城市乙房町1671番地13
理 事	池 田 宜 永	都城市姫城町 6 街区21号
監 事	東 千 明	都城市若葉町22街区 4 号

（任期：平成28年 3月29日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	菓子野 清 弘	都城市菓子野町9479番地 2
監 事	南 佐登志	都城市上長飯町 6 号10番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町 1 丁目16番地 7
副理事長	新 名 種 歳	延岡市山月町 3 丁目4815番地
理 事	酒 井 芳 弘	延岡市川原崎町2040番地 1
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町 1 丁目21番地 7
理 事	草 野 英 紀	延岡市瀬の口町 2 丁目 2 番地 2
総括監事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町 1 丁目 5 番地12

監 事	矢 北 由 照	延岡市川原崎町1552番地 3
-----	---------	-----------------

（任期：平成28年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町1丁目16番地 7
副理事長	酒 井 芳 弘	延岡市川原崎町2040番地 1
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町1丁目21番地 7
理 事	佐々木 美 好	延岡市中川原町3丁目5058番地
理 事	草 野 英 紀	延岡市瀬の口町2丁目2番地 2
総括監事	新 名 種 歳	延岡市山月町3丁目4815番地
監 事	戸 高 時 夫	延岡市川原崎町2058番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	武 石 邦 守	高原町大字西麓 105番地

（任期：平成27年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	武 石 邦 守	高原町大字西麓 105番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	阿 部 芳 治	川南町大字平田3025番地 6

（任期：平成28年8月5日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	日 高 重 樹	川南町大字平田3749番地 2

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年5月27日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第 4 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第5条関係） 出先機関等専決事項			別表第3（第5条関係） 出先機関等専決事項		
区 分	事 務	事 項	区 分	事 務	事 項
[略]			[略]		
県立学校 事務長共 通専決事	1 職員の 服務等に 関する事	(1)～(5) [略]	県立学校 事務長共 通専決事	1 職員の 服務等に 関する事	(1)～(5) [略] <u>(6) 公用自動車の使用承認に関すること。</u>

項	務		項	務	
	[略]			[略]	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。